

令和7年度 特定事業主行動計画の実施状況 及び 女性の職業選択に資する情報の公表(女性活躍推進法第19条第6項及び同法第21条関係)

令和8年7月31日公表

特定事業主名：東大阪都市清掃施設組合

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	67.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.0%
全職員	64.0%

対象期間：令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・次長相当職	—
課長相当職	—
総括主幹相当職	—
係長相当職	—

(2) 勤続年度別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

- 1 全体に係る情報
全職員では、女性職員のうち、勤続年数7年以内の女性及び会計年度任用職員が占める割合が高いため、給与の差異が開いている。
- 2 段階別及び勤続年数別については、対象者数が少ないことにより、特定の職員の給与が推測し得るおそれがあることから、当該箇所に係る男女の給与の差異については、情報公表の対象外とする。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0%

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
局長・次長相当職	—
課長相当職	—
総括主幹相当職	4.17%
係長相当職	—

【説明欄】

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	—	—	—
1週間以上2週間未満	0%	—	—	—
2週間以上1月以下	100%	—	—	—
1月超3月以下	0%	—	—	—
3月超6月以下	0%	—	—	—
6月超9月以下	0%	—	—	—
9月超12月以下	0%	—	—	—
12月超24月以下	0%	—	—	—
24月超	0%	—	—	—

3. 男性職員の配偶者分娩休暇及び男性の育児参加休暇取得率

区分	令和7年度
配偶者分娩休暇	100%
男性の育児参加休暇	50%

【説明欄】

3 男性の育児参加休暇取得率について、令和7年度配偶者分娩休暇取得者が、令和8年度において男性の育児参加休暇を取得予定である。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
平均超過勤務時間数	5.4 時間／月

【説明欄】

--

VI 採用者に占める女性職員の割合の状況

(1) 採用試験受験者及び採用者の女性割合

区分	令和7年度
採用試験受験者の女性割合	12.5%
採用者の女性割合	25.0%

(2) 採用者の女性割合（5ヶ年平均）

区分	令和3年度～令和7年度
採用者の女性割合	18.2%

【説明欄】

--